

＜令和7年度 新潟県立柏崎工業高等学校いじめ防止基本方針＞

保護者や地域の方等におかれましても十分この内容をお読みいただくとともに、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合や、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まずは学校に報告・相談してください。

本校では、全ての教職員が、「いじめはどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策は、いじめ対策推進委員会が担当し、家庭、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け同委員会が組織的に対応します。

いじめを認知した場合は、特に、重大事態が発生した場合には、速やか（原則として5日以内）に県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求める。

本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて、基本方針の実践に努めていきます。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

○ 基本理念

いじめは、生徒の人権及び名誉を毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。いじめがその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

○ いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じるものと定義する。

○ いじめの禁止

生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを絶対に看過しない。

○ 学校及び教職員の責務

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理念を促していくことが必要である。そのため、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われてた場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

○ いじめ類似行為

例えばSNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときに、いやな思いをする可能性が高い場合などについてもいじめに準ずる対応をする。

2 組織的な対応に向けて

- いじめを防止する委員会として、「いじめ対策推進委員会（定期開催）」を組織し、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態やいじめを認知した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を、年間計画に位置付け実施し全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。
- いじめの対応については、保護者や関係機関と連携して行います。事実確認及び保護者への対応は、複数の教職員で行い、結果について必ず保護者に連絡をします。
- 生徒の安全・安心を確保する目的で、場合によっては家庭への連絡の前に医療機関、警察、児童相談所等の外部機関に対し、情報提供をいたします。

3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒一人ひとりが、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- わかる授業づくりを行うとともに、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫し、生徒の自尊感情を高めます。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させます。
- 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行います。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人ひとりが強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。また、学期ごとのアンケート調査を実施し早期発見に努めます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、傍観者や観衆になることなく、自分の問題としてとらえさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 様子が気になる生徒に対する情報交換会を定期的に実施するとともに、休みがちな生徒について教職員間で連絡を密にし、情報共有を図ります。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

〈保護者の方にお願い〉

- 保護者の方は、以下の3つのことについて、ご理解とご協力をお願いします。いじめから子供を守るためにも、被害・加害を問わず、学校と協力して事案の解決に取り組むことが重要です。よろしくお願ひいたします。
- 1 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。
- 3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

5 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで容易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

6 重大事態について

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストに沿って行動する。

- 重大事態の定義
 - ① いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日や一定期間連続して欠席している場合等）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- 重大事態の対応
「新潟県立柏崎工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」に記載

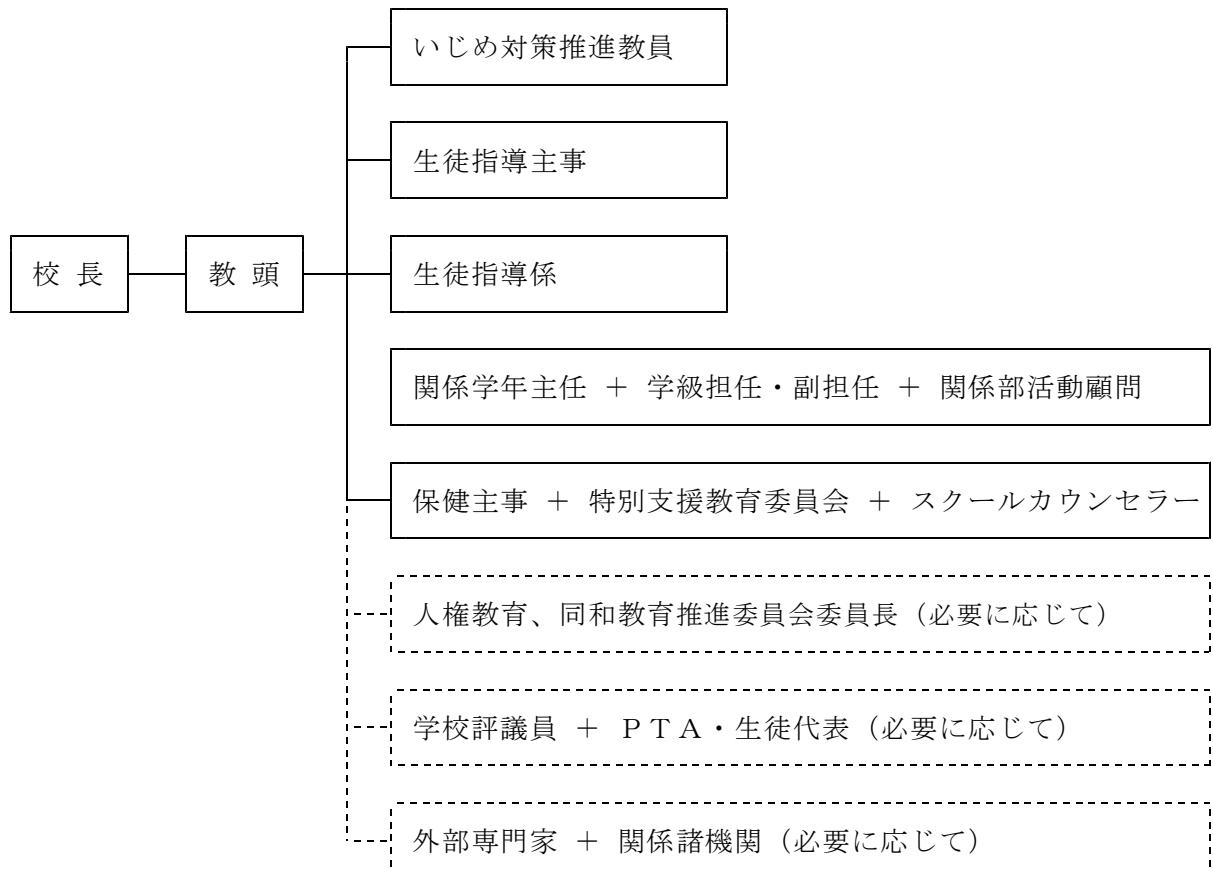
令和6年度は、46件のいじめを認知し、いじめ対策推進委員会で対応しました。今後もいじめを許さない学校づくりに努めてまいります。

新潟県立柏崎工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策推進委員会の設置

① 委員会の構成



② 取組の内容

いじめ問題の未然防止・早期発見のためのいじめ防止対策委員会とする。生徒指導部を中心となって、いじめ調査や同和教育推進委員会と連携し、人権教育講演会及び職員研修等を企画し、本委員会で共通認識を得ながら全体計画の中で実施する。また、いじめにつながる要配慮生徒と判断される場合は、特別支援教育委員会において検討し、本委員会で支援方法の共有化を図る。

ア) 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての指導計画の策定
- ・全体指導計画の実施状況の把握と調整
- ・いじめに関する意識調査の検討・実施
- ・生徒実態調査等の実施による集団の把握
- ・校内研修会の検討・実施
- ・要配慮生徒への支援方法の決定・共有 等

イ) 早期発見対策

- ・いじめ調査アンケートの複数回実施（毎学期）と結果分析
- ・情報交換による生徒の実態把握と緊密な連絡体制 等

③ 取組の改善

定期的に委員会を開催し、「基本方針」を始め、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

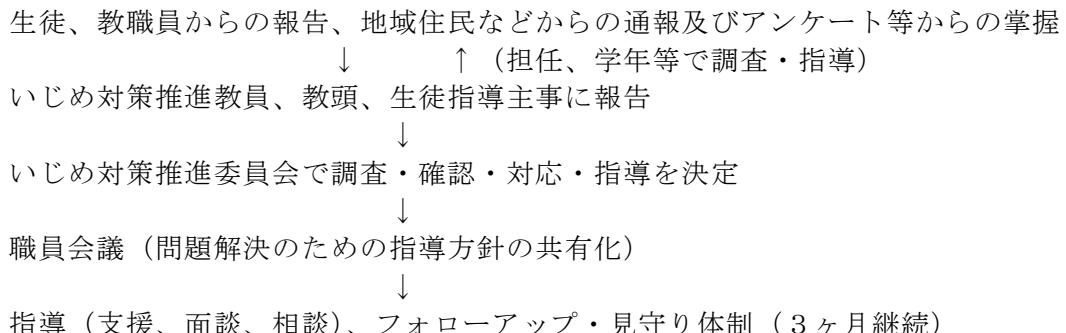
(2) いじめ認知と対応について

いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの、対応のための委員会とする。生徒指導部と関係学年・顧問が中心となって事実関係を聴取・確認し、それに基づき緊急アンケート等の実施を本委員会で決定する。あわせて、県教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて所轄警察署等の関係諸機関との連携の是非を検討する。

① いじめ問題の対応について

いじめ対策推進委員会で調査を行い、確認・対応・指導を行う。その後、職員会議により問題解決のための指導方針の共有化を図る。

例えば



ア) 調査方法、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・県教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

イ) 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導・支援
- ・被害者、加害者への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員、県中央福祉相談センター、各地児童相談所等）との連携

② 校内研修

ア) いじめや人権問題に関する全教職員対象の校内研修会を毎年1回以上実施する。

イ) いじめや人権問題に関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

③ 記録の保存

会議の記録は、5年間保存とする。

1 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を、年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

- ① 学級づくり及び学習指導の充実（発達支持的生徒指導）
ア) 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
イ) 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人ひとりの実態に配慮した授業」を目指し、一人ひとりが意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- ② 道徳教育の充実（発達支持的生徒指導）
ア) 人間としての在り方、生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行い、道徳教育を一層充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
イ) 「新しい波」や「生きるV」等を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよくいきるための基盤となる道徳性を育成する。
- ③ 特別活動の充実（ア)・イ) 発達支持的生徒指導 ウ) 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）
ア) 特別活動の特質である集団活動を通して、望ましい人間関係を築く力を育てる。
イ) 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
ウ) 生徒会活動において、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を通して、校内でのいじめ根絶を呼びかける運動や、生徒同士で悩みを相談し合うなど、生徒の主体的な活動を推進する。
- ④ 人権が守られた学校づくりの推進
(ア) 発達支持的生徒指導 イ)・ウ) 課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）
ア) 生徒一人ひとりが、他人の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかりと指導する。
イ) 自らの言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人ひとりが人権感覚を磨くとともに、「いじめ防止学習プログラム」を活用するなど生徒への指導に細心の注意を払う。
ウ) いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。
- ⑤ 家庭・地域との連携
ア) P T A 総会等において、保護者に「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促し、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
イ) 学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
ウ) 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

（3）指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
② 発達障害を含む障害のある生徒に対しては、適切に理解した上で指導にあたる。

（4）ネットいじめへの対応（課題予防的生徒指導（課題未然防止教育））

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、校内及び校外においても、必要以外の使用は控えさせる。
② 教科情報、家庭科やL H R 等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
ア) 揭示板やプロフ、ブログ等に個人情報を掲載しないこと。
イ) S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
ウ) 有害サイトにアクセスしないこと。
③ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力してブロッキング等を適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T A と連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて（課題予防的生徒指導〈課題早期発見対応〉）

(1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員での確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 毎週1回程度開催される「学年会」に「情報交換会」を設定するなど、必要に応じて気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 生徒との面談や生徒・保護者・学級担任による三者面談等、教育相談週間を学期に1回程度は設定する。
- ④ 教職員とスクールカウンセラー等が情報共有できる体制を整える。
- ⑤ 生徒が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦ 生徒、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、「いじめ防止学習プログラム」を活用し周知する。

4 いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

(1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、事実を確認するとともに徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除き安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、調査をするとともに毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ① 「いじめ対策推進委員会」が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめられた生徒が心身の不調を感じていないかを3ヶ月間確認する。
- ⑤ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑥ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑦ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応について

(1) 他機関との連絡・連携

- ① 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、いじめ認知対応委員会が中心となって、学校組織を挙げて行う。

(2) 速やかな事実確認と説明

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ② いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ③ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(3) 再発防止策の作成と実践

- ① いじめ対策推進委員会を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめる。
- ② 再発防止策に基づいて、学校組織を挙げていじめの再発防止に取り組む。